

J R サービック労「申」第7号
2025年12月26日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R サービック労働組合
執行委員長 柳楽 関

休憩時間の誤認識による賃金未払いに関する申し入れ

京都事業所において、時短社員が2年6ヶ月に亘り休憩時間が1時間のところ45分しか与えられなかつた事象が発覚した。

これは、時短勤務になった社員に対して、管理者が休憩時間を誤認識したことから発生した事案である。休憩時間は労働条件の基本であり誤認識は現場の管理責任に留まらず、本社もその責任があると考える。

また、この事案に対して、京都事業所の総務責任者である蔵本副所長は「何で謝らなあかんねん」と謝罪するどころか開き直りの態度をとつた。これは社員感情から言っても到底許されざる発言である。

蔵本副所長の対応に抗議すると共に、再発防止の観点から下記の通り申し入れるので、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 休憩時間の誤認識が発生した原因と、それに対する本社として見解を明らかにすること。
2. 再発防止対策を具体的に明らかにすること。
3. 蔵本副所長は当該社員に対して謝罪を行うこと。
4. 2026年1月末日までに団体交渉を開催すること。

以 上